

日医発第1312号（介護）
令和4年9月30日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び
期間延長について（その3）」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援が活用可能であり、本会からも「「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」について」（令4.7.29（日医発第824号（介護））等にてお知らせしているところです。

当該追加的支援について、今般、令和4年12月末日まで、引き続き同様の取り扱いとすることが示され、厚生労働省より本会宛に周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

また今回の取扱いでは、各施設内療養者に係る補助期間の考え方の一部見直しが行われ、新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を踏まえ、令和4年10月1日以降に発症した施設内療養者に係る補助期間について、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間経過後も療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない場合は、当該基準を満たす日まで（最大15日間）とする内容が示されております。

本件について詳細をお示ししている「「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年9月27日老発0927第2号厚生労働省老健局長通知）により当該実施要綱が一部改正されておりますので、あわせて送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」の周知について

（令4.9.27 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

- 「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供

体制確保事業の実施について」の一部改正について
(令4.9.27 老発0927第2号 厚生労働省老健局長通知)

以上

事 務 連 絡
令和4年9月27日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その3）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^(※1)
(※2)。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年9月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^(※2)。

今般、令和4年12月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、上記追加的支援を活用できることとしました。加えて、各施設内療養者に係る補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。このことについて、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」（令和4年9月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設等の入所者等に対する新型コロナワクチンの接種について、これまでも可能な限りの早期の実施に御尽力いただいていたところ^(※3)ですが、引き続き、今後のワクチン接種に関する状況に応じて対応いただくとともに、自治体が策定する集中的実施計画に基づく集中的検査の積極的な受検についても、

今後とも、御協力をいただきますよう^(※4)、今般の追加支援策の期間延長にかかる周知と合わせ、会員各位に対し、御周知いただきますようお願いいたします

(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」

(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>



※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」(令和4年7月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968038.pdf>



※3 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（4回目接種）進捗状況の実態調査②の結果及び接種促進に向けた更なる取組について」(令和4年8月30日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982234.pdf>



※4 「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」(令和4年9月9日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000988301.pdf>



【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その３）」（令和４年９月２７日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

事務連絡
令和4年9月27日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^{（※1）}
^{（※2）}。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年9月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^{（※2）}。

今般、令和4年12月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、上記追加的支援を活用できることとしました。加えて、各施設内療養者に係る補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。

詳細を下記に示しますので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

なお、今般の追加的支援の対象拡大の期間延長は、高齢者施設等における支援体制を全国で確保するための対策であり、介護保険担当主管部局におかれては、引き続き、衛生主管部局とも協力の上、高齢者施設等に対する各種支援の充実を図られるようお願いいたします^{（※3）}。また、高齢者施設等の入所者等に対する新型コロナワクチンの接種について、これまでも可能な限りの早期の実施に御尽力いただいていたところ^{（※4）}ですが、引き続き、今後のワクチン接種に関する状況に応じて適切に対応いただくようお願いいたします。加えて、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進についても、今後とも、衛生主管部局と連携の上、

対応いただくようお願いします^(※5)。

記

1. 更なる追加的支援の対象拡大及び期間延長

- 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができる（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助）。
- これに加え、令和4年1月9日以降、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円／日（通常補助制度とあわせて最大30万円）を追加補助する制度（以下「追加補助制度」という。）を活用することとしている^(※1)。
また、令和4年4月8日から令和4年9月末日までは、まん延防止等重点措置区域等以外の区域においても、追加補助制度を活用することとしている^(※2)。
- 今般、引き続き、令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用することとした。

2. 各施設内療養者に係る補助期間の考え方の一部見直し

- これまで、通常補助制度及び追加補助制度における補助期間については、発症日から起算して15日間を基本として、運用してきたところである。
- 今般、新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を踏まえ、令和4年10月1日以降に発症した施設内療養者に係る補助期間について、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間経過後も療養解除基準を満たさない場合は、当該基準を満たす日まで（最大15日間）とすることとした。
- なお、補助単価については、通常補助制度及び追加補助制度いずれも、施設内療養者1名あたり1万円／日との考え方は維持する。

なお、1. 及び2. いずれについても、詳細は、「「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年9月27日老発0927第2号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

実施要綱」を参照いただきたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html)



(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」
(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>



※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び
期間延長について（その2）」(令和4年7月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほ
か連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968038.pdf>



※3 「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供
体制の点検・強化について」(令和4年7月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染
症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf>



※4 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（４回目接種）進捗状況の実態調査②の結果及び接種促進に向けた更なる取組について」（令和４年８月３０日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982234.pdf>



※5 「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和４年９月９日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000988301.pdf>



以上

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう更なる支援を行う。
- また、施設内での療養者数が一定数を超える等の一定の要件を満たす場合には、追加の支援を行う。

補助概要	○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間（※１）について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。 （※１）以下、①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
補助額	○ 施設内療養者（※５）１名につき、１万円／日を補助（発症日から10日間を原則とし、最大15日間） ○ まん延防止等重点措置区域等（※２）の施設等であって療養者数が一定数（※３）を超える場合は、施設内療養者１名につき１万円／日を追加補助（上記とあわせて最大30万円）（※４） （※２）令和４年３月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和４年４月７日までは追加補助の対象とする。 また、令和４年４月８日から令和４年12月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。 （※３）以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者に追加補助を行う ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。 ② 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が２名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が５名以上いる。 （※４）追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円／施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円／施設 （※５）「施設内療養者」は、令和４年９月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。 令和４年10月１日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。 ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。 * 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
対象サービス	○ 介護施設等 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護
適用時期	○ 令和３年４月１日～（追加補助分は令和４年１月９日～）

（注）令和４年９月27日付改正後の内容を記載している（同日改正部分を赤字で示している）。

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。

老 発 0927 第 2 号
令和 4 年 9 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和 4 年 3 月 23 日老発 0323 第 2 号本職通知の別紙「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 9 月 27 日から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別添)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（老発0323第2号令和4年3月23日厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
老発 0323 第 2 号 令和 4 年 3 月 23 日 <u>最終改正 老発 0927 第 2 号</u> <u>令和 4 年 9 月 27 日</u>	老発 0323 第 2 号 令和 4 年 3 月 23 日 <u>最終改正 老発 0722 第 4 号</u> <u>令和 4 年 7 月 22 日</u>
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)	厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)
令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について	令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について
標記については、別紙のとおり「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。	標記については、別紙のとおり「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

(別紙) 令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 その他留意事項 (略) 【別添１】 (略) 【別添２】 本実施要綱３（１）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。 1 助成対象 (略) 2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、 ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施	(別紙) 令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (略) 4 その他留意事項 (略) 【別添１】 (略) 【別添２】 本実施要綱３（１）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。 1 助成対象 (略) 2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、 ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施
--	--

③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

（1）保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（2）保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

（1）保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（2）保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年12月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者[※]が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者[※]が同一日に5人以上いること。

※ 別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快^{*}後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快^{*}後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

○ 令和4年9月30日までに発症した者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あた

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年9月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あた

り一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。

○ 令和 4 年 10 月 1 日以降に発症した者

施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する（一人あたり最大 15 万円を補助。）。

また、2 の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添 3 の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他 （略）

参考 （略）

【別添 3】 （略）

り一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添 3 の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他 （略）

参考 （略）

【別添 3】 （略）

老発 0323 第 2 号
令和 4 年 3 月 23 日
最終改正 老発 0927 第 2 号
令和 4 年 9 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について

標記については、別紙のとおり「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

1 目的

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）

②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）

③都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）

④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）

⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者から

の連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※１～※４）

- ・（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※１ 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※２ 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※３ 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※４ 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア (ア) ④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】
感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添2のとおり。（高齢者施設等に限る））

（イ） ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦、⑧については、代替サービス提供期間の分に限る

（ウ） ア（ウ）に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
 - ・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
- のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

（2） 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

ア 事業内容

- ・都道府県において、介護サービス事業所・施設等の関係団体等に応援派遣に係るコーディネーターを配置。
- ・あらかじめ応援可能な職員登録を行う等、平時から、緊急時に備えた介護サービ

ス提供者を確保・派遣するスキームを構築。

- ・感染者等が発生した場合は、当該事業所・施設等に速やかに応援職員の派遣を調整。

イ 実施方法

- ・介護サービス事業所・施設等の関係団体に委託又は補助

ウ 対象経費

- ・コーディネーターの人件費
- ・都道府県や介護サービス事業所・施設等との連絡調整に要する活動経費（旅費、通信運搬費等）
- ・応援派遣の仕組みの周知及び協力事業所の募集等に係る説明会や研修会開催経費

4 その他留意事項

- （１）助成額については、別添３のとおりとする。なお、別添３に定める基準単価は年度単位で適用する。

（２）助成の申請手続

ア 経費の助成を受けようとする介護サービス事業所・施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者については、同一の都道府県等に所在する介護サービス事業所・施設等について、一括して申請することができる。

ウ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図ることとする。

（３）都道府県の事務

都道府県知事は、介護サービス事業者からの申請に基づき、助成の対象となる介護サービス事業所・施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

（４）経費の負担

ア 本実施要綱により実施する事業については、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）により、実施することとする。

イ 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

本実施要綱 3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。都道府県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うこと。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人 1 回あたりの補助上限額は 2 万円を限度とする。（ただし、別添 3 の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

本実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8

日から令和4年12月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者*が同一日に5人以上いること。

※ 別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

- 令和4年9月30日までに発症した者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

- 令和4年10月1日以降に発症した者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、本実施要綱3(1)イの対象経費の「(ア) a. ア(ア) ①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 施設内療養を実施することとなった経緯(複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能)

例) 保健所に感染者の入院調整を依頼したが、病床ひっ迫等により入院ができなかった。

2 チェックリスト

確認項目	
☐	必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
☐	ゾーニング（区域をわける）を実施した。
☐	コホーティング（隔離）の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
☐	状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
☐	症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。
☐	常時（夜間、深夜、早朝を含む。）、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名 代表者 職名 氏名

【別添3】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（基準単価）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象 		
--	--	--

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連系事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。